平成２４年（フ）第３３号
長野県北佐久郡御代田町大字塩野4151番地１、住民票上の住所長野県佐久市甲1355番地
債務者　梶原けさみ
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第３３２号
静岡市清水区岡町３番６号　ロビーシティ205号
債務者　福士　義洋
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５２号
静岡市清水区八木間町1833番地　メゾネットさの101、旧住所静岡市清水区小河内3580番地の１
債務者　日夏　秀雄
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８９号
静岡県袋井市下山梨2150番地の３
債務者　ネクスト・ドアこと　鈴木　教文
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
静岡県袋井市堀越１丁目17番地の２　エルディム堀越Ｖ101号室
債務者　渡邉　宜紀
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８６１０号
千葉県市川市国分１丁目５―10　第五越前屋ハイツ201
債務者　沢　　和子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６７７号
東京都江東区大島７丁目19―11―102
債務者　鴨志田敏彦
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７２１号
東京都港区芝浦１丁目８－５
債務者　松本　　毅
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３号
熊本県山鹿市鹿央町岩原2601番地
債務者　森本　真也
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
北海道十勝郡浦幌町字末広町76番地２
債務者　山形　敬紀
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
北海道十勝郡浦幌町字末広町76番地２
債務者　山形かおり
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
北海道帯広市西８条北７丁目１番地10　美幸ハイツＤ号室
債務者　宮崎さおり
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
北海道河西郡芽室町西１条５丁目24番地ガーデンハイツ201
債務者　森　　一良
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆163番地３　サンハイム貴101
債務者　神谷　智史
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３８７号
静岡市葵区田町３丁目５番地
債務者　坂田友美子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１４２５号
神戸市垂水区塩屋町９丁目19番５号、従前の住所兵庫県西宮市柏堂町５番15―201号
破産者　肥後　康夫
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部